

国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の不正使用防止計画

平成28年3月30日制定

I 目的

「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」第5条第3項及び第10条第1項の規定に基づき、公的研究費等を適正に管理するため、次のとおり不正使用を防止するための計画（以下「不正使用防止計画」という。）を定める。

II 「不正使用防止計画」

1. コンプライアンス推進責任者が有効に機能するための取組み

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
○コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）の責任・権限を明確に認識し、機関全体のコンプライアンスに関する意識を高める推進責任者は2年で交代することとする。	推進責任者の責任・権限の認識不足

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
○研究倫理に関する研修を実施し、研究に携わる職員に対し受講を義務づけ、受講状況や理解度の把握を行う。	研究倫理に関する認識の不足
○会計法、物品管理法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令及び通知、センターの不正使用防止計画及び不正使用防止具体策並びに行動規範について、伝達研修等により認識の向上を図る。	不正使用防止計画及び不正使用防止具体策や使用ルール等に関する理解不足
○研究所事務室の会計担当職員と部付きの事務職員又は研究者間において、使用ルール等の解釈の統一化を図る。	同上

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
○不正使用防止計画をPDCAサイクルで運用することにより、随時、見直しを図る。	長期間見直しが行われないことによる不正使用防止計画の陳腐化

4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
○公的研究費等は、主に国民の貴重な税金などで賄われており、運営・管理する責任は重大であることを自覚させるために、研究者及び取引業	公的研究費等が主に国民の貴重な税金などで賄われているという意識が希薄

<p>者から、毎年、誓約書を提出させ適正管理の意識向上を図る。</p> <p>○購入した物品（立替払を含む）等について、ルールの明文化と周知徹底を図る。</p> <p>○物品管理簿作成の上、それぞれの物品の管理責任者を明記し、責任を明確にする。管理担当者が変更になった場合は遅滞なく物品管理簿の変更を行い、責任の所在を明らかにする。</p> <p>共同研究等により外部から借受けまたは供与されている物品がある場合は、それらについても物品管理簿に記載し、適切に管理する。</p>	<p>ルールが明文化されないことにより購入物品等に係る納品検収の不徹底が生じる</p> <p>管理責任者の交代により、物品の使用 者・管理責任者が不明確となる。</p>
--	--

#### 5. 情報発信・共有化の推進

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
<p>○使用ルール及び外部資金制度等の相談を受け付ける相談窓口や不正経理の情報を受け付ける通報窓口が設置されていることを周知し浸透させる。</p>	<p>相談窓口及び通報窓口の設置情報が未浸透</p>

#### 6. モニタリングの在り方

不正使用防止計画	(不正使用発生要因となり得る事項)
<p>○年1回の内部監査により研究倫理及び会計ルールの理解状況や物品の管理状況の把握を行うことに加え、モニタリングにより重点的かつ効率的な監査を行い、その効果を更に確実なものとする。</p>	<p>内部監査での確認が不十分、あるいは研究不正に対する取組が不十分。</p>